

令和 8(2026)年度

箱根町一般廃棄物処理実施計画

I 基本的事項

1 目的

実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日 から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

3 計画区域

箱根町全域

4 一般廃棄物の排出量見込み

一般廃棄物の種類	排出量（t）	合 計（t）
可燃物	11,629	14,747
不燃物	94	
粗大ごみ	450	
資源ごみ	2,574	
し尿	328	9,686
浄化槽汚泥	9,358	

5 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

一般廃棄物の種類		収集・運搬 主体	中間処理		最終処分		
区分	品目		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
可燃物	燃せるごみ	・町（委託） ・許可業者 ・排出者	・湯河原町真鶴町 衛生組合	焼却	湯河原町真鶴町衛生 組合	焼却処理後埋立処分 又は資源化	
不燃物	燃せないごみ （その他）	・町（委託） ・許可業者 ・排出者	・町（委託） 【破碎選別後】 ・湯河原町真鶴町 衛生組合	破碎選別後、焼却			
粗大ごみ	粗大ごみ	・町（委託） ・許可業者 ・排出者					
資源ごみ	缶	・町（委託） ・許可業者 ・排出者	・町（委託）	破碎選別後、保管	民間事業者	資源化	
	スプレー缶類			選別・保管	指定法人	資源化 （一部埋立処分）	
	ビン						
	乾電池	・町（委託）	保管	民間事業者	資源化		
	蛍光灯						
	新聞紙	・民間事業者	選別・保管				
	雑 紙						
	ダンボール						
	紙パック						
	その他紙						
	布 類						
	ペットボトル		・町（委託）			選別・保管	
	使用済み食用油	・町（委託）	・民間事業者			資源化	
	容器包装プラスチック	・町（委託） ・許可業者 ・排出者	・民間事業者	選別・保管		指定法人	
し尿		・町（委託）	・町（委託）	嫌気性消化法 ＋ 活性汚泥法	・町（委託）	河川放流 (汚泥はごみ処理施 設で焼却処理)	
浄化槽汚泥		・許可業者					

- ・可燃物並びに不燃物及び粗大ごみの破碎選別後生じた可燃物の中間処理（焼却処理）については地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき湯河原町真鶴町衛生組合に事務委託して実施するもの
- ・可燃物並びに不燃物及び粗大ごみの破碎選別後生じた可燃物の中間処理（焼却処理）を行った際に発生した焼却残渣等の処分については地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき湯河原町真鶴町衛生組合に事務委託して実施するもの
- ・可燃物、不燃物及び粗大ごみの安定的な中間処理に支障が生じた場合などの緊急時には、近隣市又は一般廃棄物処理業（処分業）許可を受けた民間事業者処理に処理を委託するもの。

6 適正処理困難物

条例第 17 条第 1 項の規定により、次のものを指定する。

コンクリート類、コンクリートブロック、瓦、石こうボード、断熱材、レンガ、タイル、アスベストを含むもの、汚泥、流し台、土管、ドラム缶、ボウリングの玉、タイヤ、バッテリー、自動車部品、オートバイ、うす、ガスボンベ（充填式）、燃料類（石油等）、薬品類、ペンキ・溶剤、廃油（食用油以外）、消火器、発電機、ソーラー温水器、ボイラー、浴槽、便器、ピアノ、エレクトーン・オルガン、パソコン、サーフィンボード、ボート、耐火式金庫、仏壇、家電リサイクル対象品、産業廃棄物に該当するもの、発火・爆発・感染の恐れがあるもの、その他町長が指定したもの、土砂・石（廃棄物に該当しないため）

7 排出抑制・再資源化の方法

(1) 排出抑制の方法

① 教育・啓発活動

- ・ 住民、事業者及び町を訪れた人に対してごみの排出抑制、再生利用、ごみの適正な出し方等に関する社会的意識を育てるために、ホームページ、広報誌等を通じて啓発活動を行う。
- ・ ごみ処理施設等の見学会を通じ教育・啓発活動を行う。
- ・ ごみの適正な出し方等に関する説明会を実施する。

② 町指定ごみ袋制

- ・ 燃せるごみについては、町指定ごみ袋での収集とする。

③ 生ごみ処理機器購入費の補助

- ・ 生ごみの自家処理機器購入費の一部補助を行う。

④ 不用品交換情報の提供

- ・ 家庭で不用になったもので、まだ十分に再利用できるものを有効活用するため、ゆずりたいもの、ゆずってほしいものの情報をホームページ及び回覧等で提供を行う。

- ⑤ 事業系ごみを排出する事業者に対する減量化指導
 - ・ 事業系ごみのうち再生利用できるものは積極的に資源化を推進し、排出抑制に努めるよう事業者に対し指導を行う。
 - ・ 事業系ごみは産業廃棄物と一般廃棄物の区分を徹底し、適正に処理するよう事業者に対し指導を行う。
 - ・ 事業系一般廃棄物を多量に排出し、かつ、当町の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認める事業所に対して、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理等を図るよう指示し、減量化等計画書を提出させる等の指導を行う。
- ⑥ 容器包装廃棄物等の排出抑制
 - ・ 住民に対しては、買い物袋（マイバッグ）の持参、詰め替え商品の利用など、事業者に対しては過剰包装の自粛、ばら売りの実施など、容器包装をなるべく使わないようにするための取組みを働きかけていく。

(2) 再資源化の方法

- ① 中間処理施設からの資源回収
 - ・ 分別され搬入された缶はアルミ、鉄に機械で選別され、資源化業者に引き渡し再資源化する。
 - ・ 分別され搬入されたビンは無色、茶色、その他の色に手選別され、資源化業者に引き渡し再資源化する。
 - ・ 分別され搬入されたペットボトルは不適物を除去後、減容し、資源化業者に引き渡し再資源化する。
 - ・ 分別され搬入された新聞紙、雑紙、ダンボール、紙パック、その他紙、布類は、資源化業者に引き渡し再資源化する。
 - ・ 分別され搬入された乾電池、蛍光灯は保管され、専門業者に引き渡し無害化処理及び再資源化する。
 - ・ 粗大ごみとして搬入されたものは、破碎処理されアルミ、鉄部分については機械で選別され資源化業者に引き渡し再資源化される。但し、破碎処理できない金属製のものは、粗鉄として保管し、資源化業者に引き渡し再資源化する。
 - ・ 不法投棄されたタイヤ、バッテリーについては保管され、専門業者に引き渡し再資源化する。
 - ・ 粗大ごみとして搬入された剪定枝については、資源化業者に引き渡し再資源化する。
 - ・ 剪定枝等ストックヤードに搬入された剪定枝については、資源化業

者に引き渡し再資源化する。

② 直接資源化

- ・ 新聞紙、雑紙、ダンボール、紙パック、その他紙、布類、使用済み食用油及び許可収集における古紙・布類、食品残渣は、収集後、直接資源化業者に引き渡し再資源化する。
- ・ 容器包装プラスチックは、収集後、中間処理業者に引き渡し中間処理後、資源化業者に引き渡し再資源化する。

(3) 再資源化の量

			(t)
種 別	品 目		再資源化の量
中間処理施設 からの資源回収	鉄		147
	粗鉄		66
	アルミ		47
	カレット		143
	ペットボトル		48
	容器包装プラスチック		1
	乾電池		3
	蛍光灯・電球		2
	タイヤ		1
	バッテリー		0
	廃電線		2
	黒モーター		0
	剪定枝		260
	小 計		720
直接資源化	委託 収集	新聞紙	36
		雑紙	34
		ダンボール	103
		紙パック	1
		布類	10
		その他紙	37
		使用済み食用油	4
		容器包装プラスチック	50
		小 計	273
	許可 収集	古紙・布類	1, 247
		食品残渣	0
		小 計	1, 247
剪定枝等ストックヤード	剪定枝		60
	小 計		60
合 計			2, 300

Ⅱ ごみ処理実施計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集運搬する廃棄物の量

収 集 形 態	収 集 量 (t)
委 託 収 集	3, 297
許 可 収 集	10, 119
合 計	13, 416

(2) 収集区域の範囲 箱根町全域

(3) 収集運搬の主体

- ① 一般家庭から排出されるごみの収集業務は、条例第 21 条の規定に基づき民間委託して行うものとする。
- ② 事業活動に伴って排出される一般廃棄物を排出する事業者（以下「事業者」という。）のごみについては、環境センターに自己搬入する又は、町一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）に収集運搬を委託するものとする。ただし、排出量が 1 日あたり 10 k g 以下の少量排出事業者として登録されると、町が委託した収集運搬にて収集することができる。
- ③ 町が委託した収集運搬の日程に恒常的に適合できない場合、又は一度に多量のごみが発生する場合は、環境センターに自己搬入するか許可業者に収集運搬を委託するものとする。
- ④ 運輸機関が置く町内各営業所又は各娯楽施設等については、条例第 25 条で規定する特定料金を納付することにより、町が委託した収集運搬にて収集することができる。

(4) 収集回数及び収集方法

区分		品目	対象物	排出方法	収集頻度	収集方式
可燃物		燃せるごみ	生ごみ、革製品、ゴム製品、資源にできない紙類、容器包装以外のプラスチック製品、木の枝、落ち葉、繊維類	指定袋	週 3 回	ステーション
不燃物		燃せないごみ (その他)	セトモノ、鍋などの金属類、50 c m未満の家電製品（リサイクル対象外品目） なお、小型家電製品は拠点回収にて対応	分 別 ケース	月 2 回	
粗大ごみ			一辺の長さが50～200cm、重さが100kg未満のもの、1回2個まで	ステッカー貼付	月 2 回	
資 源 ご み	カン	カン	飲料・食品が入っていたアルミ缶・スチール缶	分 別 ケース	週 1 回	ステーション
	ビン	ビン	主に飲料が入っていたもの		月 2 回	
	乾電池	乾電池	ニカド電池、リチウム電池、ボタン電池を除く（これらの電池類は拠点回収にて対応）			
	蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯、電球(LEDも含む)			
	スプレー缶類	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター			
	古紙・布類	新聞紙	新聞紙、折り込み広告	ひもで束ねる		
		雑 紙	雑誌、書籍、パンフレット類、包装紙、化粧箱等			
		ダンボール	ダンボール類			
		紙パック	500mL以上(中身が銀色のものを除く)			
		その他紙	新聞紙・雑紙・ダンボール・紙パック以外の紙類	紙袋等		
		布 類	シャツ類、シーツ、タオル	透明または半透明の袋		
	ペットボトル	ペットボトル	飲料用、しょうゆ用などペットボトルリサイクル表示のあるもの		週 1 回	
	容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	プラスチック製・ビニール製の容器、包装、商品を保護又は固定するものなどで容器包装プラスチックリサイクル表示のあるもの			
	使用済み食用油	使用済み食用油	天ぷら油などの食用油	ふた付き容器又は回収容器	月 1 回	

2 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

① 粗大ごみ処理施設

施 設 名		箱根町環境センター清掃第1プラント 粗大ごみ処理施設
所 在 地		箱根町芦之湯84番地
形 式	ビン	破袋機＋手選別
	粗大ごみ	縦型回転式破砕機＋選別機
		油圧せん断機
	ペットボトル	手選別＋減容機（圧縮梱包）
公称能力	ビン、粗大ごみ	30t／日（30t／5時間）
	ペットボトル	0.7t／日（0.7t／5時間）

② 焼却処理施設

施 設 名		湯河原町真鶴町衛生組合 湯河原美化センター
所 在 地		湯河原町吉浜2021番地の95
形 式		連続（24時間／日） 全連続燃焼方式 ストーカ炉
公 称 能 力		105t／日（52.5t×2炉）

可燃物並びに不燃物及び粗大ごみの破砕選別後に生じた可燃物の中間処理（焼却処理）については地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき湯河原町真鶴町衛生組合に事務委託して実施するもの。

【参考】可燃ごみ中継施設

施 設 名	箱根町環境センター清掃第 1 プラント 可燃ごみ中継施設
所 在 地	箱根町芦之湯 8 4 番地
形 式	コンパクト方式
業 務 フ ロ ー	ごみピット→ごみクレーン→ごみ供給機→ ごみ搬送装置→コンパクト→コンテナ→搬出
公 称 能 力	燃せるごみ 4 5 t / 日 可燃残渣 4 t / 日 し尿残渣 3 t / 日 合 計 5 2 t / 日

【参考】剪定枝等ストックヤード

施 設 名	箱根町環境センター清掃第 1 プラント 剪定枝等ストックヤード
所 在 地	箱根町芦之湯 8 4 番地
形 式	ヤード貯留囲い式 寸法 幅 18.7m × 長さ 10.4m × 擁壁高さ 1.0m 容積 194.5m ³
業 務 フ ロ ー	搬入→保管→搬出→資源化（資源化事業者） ※湯河原町真鶴町衛生組合からの搬入物も併せて 資源化するもの
公 称 能 力	枝・葉・枯れ木類 4.2 t / 日 草・刈草類 1.0 t / 日 合 計 5.2 t / 日
稼働開始予定年月日	令和 9 年 3 月

剪定枝等ストックヤード稼働開始とともに真鶴町、湯河原町及び箱根町の 3 町にて、剪定枝等の資源化共同処理を開始するもので、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく事務委託により、湯河原町真鶴町衛生組合から搬出される剪定枝等も当該施設で受入を行う。

(2) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

収 集 形 態	搬 入 量 (t)
委 託 収 集	3, 297
許 可 収 集	10, 119
自 己 搬 入	1, 331
合 計	14, 747

(3) 残渣の量及び処分方法

施 設 区 分	残渣の量 (t)	残渣の処分方法
粗大ごみ処理施設	451	焼却処理施設（湯河原美化センター焼却施設）に搬出後焼却
焼却処理施設	1, 781	焼却施設（湯河原美化センター焼却施設）で焼却後湯河原町真鶴町一般廃棄物最終処分場に埋立処分

3 最終処分計画

(1) 最終処分場の概要及び埋立量

名称	箱根町一般廃棄物最終処分場
所在地	箱根町畑宿 3 3 4 番地
埋立面積 (㎡)	8,000
埋立容量 (m³)	49,000
年間埋立量 (m³)	480
埋立物	中間処理後直接埋立するもの

名称	湯河原町真鶴町衛生組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	湯河原町吉浜 2 0 2 1 番地の 8 1
埋立面積 (㎡)	5,649
埋立容量 (m³)	77,350
年間埋立量 (m³)	1,781
埋立物	焼却残渣

可燃物並びに不燃物及び粗大ごみの破碎選別後生じた可燃物を中間処理（焼却処理）を行った際に発生した焼却残渣等の処分については地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき湯河原町真鶴町衛生組合に事務委託して実施するもの。

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 し尿・汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

① 収集運搬する廃棄物の量

種 別	収 集 形 態	収 集 量 (Kℓ)
し 尿	町（委託収集）	328
浄 化 槽 汚 泥	許可収集	9,358
合 計		9,686

② 収集区域の範囲

箱根町全域

③ 収集回数及び収集方法

種 別	収集回数	収集方法
し 尿	月 1 回～ 2 回	戸別
浄 化 槽 汚 泥	随時	戸別

(2) 中間処理計画

① 処理施設の概要

施 設 名	箱根町環境センター清掃第 2 プラント し尿処理施設
所 在 地	箱根町芦之湯 8 4 番地
形 式	嫌気性消化法＋活性汚泥法
公 称 能 力	4 7 k l / 日

② 処理水放流量及び脱水汚泥処理量

種 別	量 (Kℓ)	処 分 方 法
処理水放流量	83,692	河川に放流
脱水汚泥処理量	483	中継施設に搬入後湯河原 美化センター焼却施設に て焼却処理